

火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	埼玉県坂戸市南町4-9
	防火対象物の名称	タネヤビル
	命令を受けた者の氏名	(株)丸栄住宅販売 代表取締役 黒崎 哲洋
	命令事項	1階階段室の防火シャッターの閉鎖障害になっている配線は、避難上、消防の活動に支障になると認めため、直ちに除去すること。
	命令年月日	令和4年1月26日